

○厚生労働省告示第十五号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十九条第二項の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十六年及び平成二十七年における財政安定化基金拠出率を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用し、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十年度から平成二十五年までの間における財政安定化基金拠出率（平成十九年厚生労働省告示第三百八十四号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十六年一月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十六年及び平成二十七年における財政安定化基金拠出率

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十六年及び平成二十七年における財政安定化基金拠出率は、十万分の四十四とする。